

○山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
報の提供に関する条例施行規則

平成 27 年 12 月 28 日

規則第 50 号

改正 平成 29 年 12 月 15 日規則第 37 号

平成 30 年 9 月 28 日規則第 65 号の 2

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山口市行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定
個人情報の提供に関する条例（平成 27 年山口市条例第 61 号。以
下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第 1 の規則で定める事務)

第 2 条 条例別表第 1 の 1 の項の規則で定める事務は、次のとおりと
する。

(1) 山口市重度心身障害者医療費助成要綱（平成 17 年 10 月
1 日制定）第 4 条第 1 項の受給者証の交付の申請若しくは第 5 条
第 3 項の受給者証の更新の申請の受理、その申請に係る事実につ
いての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 山口市重度心身障害者医療費助成要綱第 6 条第 1 項の福祉
医療費助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又
はその申請に対する応答に関する事務

(3) 山口市重度心身障害者医療費助成要綱第 11 条第 1 項の変
更事項等の届出（同条第 2 項の受給者証等の送付先の変更の申出

を含む。以下この号において「届出等」という。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務

(4) 山口市重度心身障害者医療費助成要綱第12条第1項の受給者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(5) 山口市重度心身障害者医療費助成要綱第5条第1項の受給者証の交付(再交付を含む。)又は第13条の受給者証の返還に関する事務

2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 山口市乳幼児医療費助成要綱(平成17年10月1日制定)第4条第1項の受給者証の交付の申請若しくは第5条第1項の受給者証の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 山口市乳幼児医療費助成要綱第7条第1項の福祉医療費助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(3) 山口市乳幼児医療費助成要綱第12条第1項の変更事項等の届出(同条第2項の受給者証等の送付先の変更の申出を含む。以下この号において「届出等」という。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務

(4) 山口市乳幼児医療費助成要綱第13条第1項の受給者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はそ

の申請に対する応答に関する事務

(5) 山口市乳幼児医療費助成要綱第6条第1項の受給者証の交付（再交付を含む。）又は第14条の受給者証の返還に関する事務

3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 山口市ひとり親家庭医療費助成要綱（平成17年10月1日制定）第4条第1項の受給者証の交付の申請若しくは第5条第1項の受給者証の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 山口市ひとり親家庭医療費助成要綱第7条第1項の福祉医療費助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(3) 山口市ひとり親家庭医療費助成要綱第12条第1項の変更事項等の届出（同条第2項の受給者証等の送付先の変更の届出を含む。以下この号において「届出等」という。）の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務

(4) 山口市ひとり親家庭医療費助成要綱第13条第1項の受給者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(5) 山口市ひとり親家庭医療費助成要綱第6条第1項の受給者証の交付（再交付を含む。）又は第14条の受給者証の返還に関する事務

4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 山口市こども医療費助成要綱(平成26年10月1日制定)第5条第1項の受給者証の交付の申請若しくは第6条第1項の受給者証の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 山口市こども医療費助成要綱第10条第2項の福祉医療費助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(3) 山口市こども医療費助成要綱第13条第1項の変更事項等の届出(同条第2項の受給者証等の送付先の変更の申出を含む。以下この号において「届出等」という。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務

(4) 山口市こども医療費助成要綱第14条第1項の受給者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(5) 山口市こども医療費助成要綱第7条第1項の受給者証の交付(再交付を含む。)又は第15条の受給者証の返還に関する事務

5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務

(2) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じ

て行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(3) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務

(4) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務

(5) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に係る資料の提供等の求めに関する事務

(6) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(7) 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に係る保護に要する費用の返還に関する事務

(8) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

6 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、山口市日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年10月1日制定）第3条第1項の日常生活用具の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、山口市移動支援事

業実施要綱（平成18年10月1日制定）第5条の移動支援事業の利用申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

8 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、山口市日中一時支援事業実施要綱（平成18年10月1日制定）第5条の日中一時支援事業の利用申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

9 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、山口市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成17年10月1日制定）第8条の訪問入浴サービス事業の利用申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

10 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、山口市社会参加促進事業実施要綱（平成17年10月1日制定）第3条(6)エ(ア)の自動車改造費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

11 条例別表第1の11の項の規則で定める事務は、山口市リフト付き自動車改造等助成事業実施要綱（平成17年10月1日制定）第4条のリフト付き自動車改造等助成事業の利用申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

12 条例別表第1の12の項の規則で定める事務は、山口市就学援助費交付要綱（平成17年10月1日制定）第4条第1項の就学の援助費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）

第3条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、山口市重度心身障害者医療費助成要綱第4条第1項の受給者証の交付の申請又は

第5条第3項の受給者証の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、条例別表第2の1の項の規則で定める情報は、次の各号に定める情報とする。

(1) 当該申請に係る対象者（山口市重度心身障害者医療費助成要綱第2条第2項に規定する対象者をいい、当該対象者の判定に係る当該対象者が属する世帯の世帯員等を含む。以下この項において同じ。）に係る市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）の賦課に関する情報

(2) 当該申請に係る対象者に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更若しくは同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更若しくは同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）

2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、山口市乳幼児医療費助成要綱第4条第1項の受給者証の交付の申請又は第5条第1項

の受給者証の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、条例別表第2の2の項の規則で定める情報は、次の各号に定める情報とする。

(1) 当該申請に係る対象者（山口市乳幼児医療費助成要綱第2条第3項に規定する対象者をいい、当該対象者の判定に係る当該対象者が属する世帯の世帯員等を含む。以下この項において同じ。）に係る市町村民税の賦課に関する情報

(2) 当該申請に係る対象者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、山口市ひとり親家庭医療費助成要綱第4条第1項の受給者証の交付の申請又は第5条第1項の受給者証の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、条例別表第2の3の項の規則で定める情報は、次の各号に定める情報とする。

(1) 当該申請に係る対象者（山口市ひとり親家庭医療費助成要綱第2条第2項に規定する対象者をいい、当該対象者の判定に係る当該対象者が属する世帯の世帯員等を含む。以下この項において同じ。）に係る市町村民税の賦課に関する情報

(2) 当該申請に係る対象者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

4 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、山口市こども医療費助成要綱第5条第1項の受給者証の交付の申請又は第6条第1項の受給者証の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、条例別表第2の4の項の規則で定める情報は、次の各号に定め

る情報とする。

(1) 当該申請に係る対象者（山口市こども医療費助成要綱第3条に規定する対象者をいい、当該対象者の判定に係る当該対象者が属する世帯の世帯員等を含む。以下この項において同じ。）に係る市町村民税の賦課に関する情報

(2) 当該申請に係る対象者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

5 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

(1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第1の規定に準じて行う保護の実施に関する事務

(2) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務

(3) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務

(4) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務

(5) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)

第4条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の医療に要する費用についての援助の対象となる者（以下この項において「対象者」という。）の認定に関する事務とし、条例別表第3の1の項の規則で定める情報は、次の各号に定める情報とする。

(1) 当該申請に係る対象者（当該対象者の判定に係る当該対象者が属する世帯の世帯員等を含む。）に係る市町村民税の賦課に関する情報

(2) 当該申請に係る対象者（当該対象者の判定に係る当該対象者が属する世帯の世帯員等を含む。）に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

2 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、山口市就学援助費交付要綱第4条第1項の就学の援助費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、条例別表第3の2の項の規則で定める情報は、次の各号に定める情報とする。

(1) 当該申請に係る対象者（山口市就学援助費交付要綱第2条に規定する就学の援助費の支給の対象となる者をいい、当該対象となる者の判定に係る当該対象となる者が属する世帯の世帯員等を含む。以下この項において同じ。）に係る市町村民税の賦課に関する情報

(2) 当該申請に係る対象者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年12月15日規則第37号）

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日規則第65号の2）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。